正　誤

埼玉県公安委員会規則第七号（令和八年九月二十九日第七百五十八号）中訂正

ページ　行　　上から八

誤

第26条第11項中「免許証等を亡失し、若しくは滅失し又は」を削る。

正

第26条第11項中「免許証等を亡失し、若しくは滅失し、又は」を削る。

40d73f75b939507a449b892e678fa416